

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等 の一部改正に関する意見募集について

I 改正の目的

未上場株式の投資信託への組入れに当たっては、その評価方法の違いにより、期末に算出された基準価額（純資産）と有価証券報告書上の貸借対照表等における基準価額（純資産）に差異が生じる場合が想定されることから、当該差異について、運用報告書において開示するよう検討を行ってきたところである。

一方、本件に関連して、金融庁においては、投資信託財産の計算に関する規則（以下「投資信託計算書類規則」という。）の一部改正についてパブリックコメントが実施（令和5年10月18日から令和5年11月17日まで）されていることから、その改正内容を鑑み、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」の一部改正を行うこととする。

II 募集期間

下記の日程で、意見募集を実施する。

令和5年11月10日（金）より令和5年12月11日（月）（午後5時）まで

III 主な改正の内容

（1）「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正

改正が予定されている投資信託計算書類規則第55条の6第11号括弧書きに規定する貸借対照表における純資産の額の差異に関する注記について規定することとする他、その他所要の整備を行うこととする。

（第3条第1項第19号及び第8条の改正）

（2）「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」の一部改正

「証券投資信託の運用報告書（全体版）の様式及び表示例」における表示上の留意点について、規則第3条第1項第19号に係る注記の記載例を規定することとする。

（別表1.2.（19）ロ（ハ）の新設）

IV 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、令和6年2月開催予定の自主規制委員会・理事会において規則等の一部改正を附議することを目指とする。

以 上